

令和6年度徳島県中学校体育連盟主催大会に係る地域クラブ活動の参加特例における競技部細則
陸上教競技留意点について

徳島県中学校体育連盟 会長 澤口 博之
(公印省略)

日頃より、本連盟の諸活動にご理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、この度は、標記の件につきまして、陸上競技におけるチーム登録にあたり、参加特例ならびに競技部細則の内、次の4つの条件項目を特に再確認することとします。地域クラブ活動として、徳島県中学校体育連盟主催大会に特例によって参加を申請しようと検討中のチーム関係者の方々は、本内容を十分ご理解の上、申請の手続きを実施してください。

条件項目

項目①

地域クラブ活動を運営するにあたり、陸上競技における(公財)日本スポーツ協会の公認資格を有する指導者が配属されていること。令和6年度の申請に際して、(公財)日本スポーツ協会公認資格を保有する指導者がチームにいない場合は、資格取得のための猶予期間を、令和7年度登録までの期間とする。

項目②

地域クラブ活動を運営するにあたり、(一財)徳島陸上競技協会での公認審判員登録ができていない指導者が配属されていることが望ましい。チーム関係登録者の内に審判員としての登録者がいない場合は、大会参加の際にチームの責任において公認審判員もしくは補助競技役員を1人以上配置できるように手配すること。

項目③

地域クラブ活動としての活動実績があること。また、今後、存続する見通しが立っていること。

項目④

地域クラブ活動として、チームを編成する際は、偏った選手勧誘や、強制的な登録は絶対に行わないこと。もし、それらに該当することが発覚すれば、年度途中であってもスポーツハラスメント行為の対象として判断し対応する。移籍においては、生徒・選手の出場を優先し受け入れる。(地域クラブ活動→学校部活動のみ)ただし、特定の競技会のための移籍と見なせる場合は、エントリーを取り消す可能性がある。

上記の条件項目には、陸上競技ならびに駅伝(冬季大会種目)の内容に該当する。

なお、今後、国の動向やスポーツ環境整備などの進捗状況に合わせて順次改正を行います。

本内容は、令和6年3月11日より令和6年度において適用します。